

国際関連情報 国際会議等

# 2021年 AICPA 年次全国大会報告

ASBJ 副委員長	かわにし <b>川西</b>	やすのぶ <b>安喜</b>	ASBJ 専門研究員	かとう <b>加藤</b>	こうじ <b>紘司</b>
ASBJ アシスタント・ディレクター	まきの <b>牧野</b>	めぐみ <b>めぐみ</b>	ASBJ 専門研究員	てづか <b>手塚</b>	ふみひと <b>史</b>
ASBJ 専門研究員	いとう <b>伊藤</b>	しゅうじ <b>修司</b>	ASBJ 専門研究員	わかお <b>若尾</b>	けんじ <b>健二</b>

## I. はじめに

米国公認会計士協会（AICPA）の年次全国大会—最近の米国証券取引委員会（SEC）及び公開会社会計監督委員会（PCAOB）の動向—が、2021年12月6日から8日にかけての3日間、米国ワシントンDCにて開催され（バーチャル形式との併用）、SECやPCAOB、米国財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準審議会（IASB）などからの出席者により、会計基準の動向をはじめとする彼らの見解や監査及び財務報告に関する最近の論点等について発表ないし討議が行われた。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、川西副委員長ほかに参加した。本年全国大会のアジェンダは、次のとおりである。

### 2021年12月6日（月）（第1日目）

現地時間	セッション
9:00 AM-9:35 AM	前 AICPA 会長による講演
9:40 AM-10:05 AM	変革期における監査
10:25 AM-11:40 AM	基調講演—SEC 主任会計官室（OCA）のリーダーとの対談
11:45 AM-12:35 PM	OCA の取組み
1:40 PM-2:30 PM	資本市場の動向
2:50 PM-3:40 PM	デジタル資産：法務、会計、監査
3:40 PM-4:40 PM	進化するサイバーセキュリティ・リスクへの対応
4:40 PM-5:30 PM	1日目の質疑応答

## 2021年12月7日（火）（第2日目）

現地時間	セッション
9:00 AM-10:15 AM	2022年の経済:予期せぬ重要な事象の影響
10:35 AM-11:25 AM	ESG サステナビリティパネルディスカッション
11:30 AM-11:55 AM	PCAOBによる基準設定のアップデート
12:55 PM-2:10 PM	SEC 企業財務局 (Division of Corporation Finance) の動向
2:15 PM-2:40 PM	IASB アップデート
3:00 PM-4:15 PM	FASB 議長の講演と会計基準設定に関する状況
4:20 PM-5:10 PM	2日目の質疑応答

## 2021年12月8日（水）（第3日目）

現地時間	セッション
9:00 AM-9:55 AM	従業員の多様性、公平性及び包摂性を効果的に推進する方法
10:00 AM-10:50 AM	ESG への取り組みに関するパネルディスカッション
11:10 AM-12:00 PM	SECにおける施行に関する最新状況
1:00 PM-1:50 PM	CAOとコントローラーによるパネルディスカッション
1:55 PM-2:45 PM	財務諸表を超えて (Beyond the Financial Statements)
3:05 PM-3:55 PM	会計に関する注目の話題
4:00 PM- 4:50 PM	PCAOBにおける登録、検査及び施行に関する最新状況

本稿では、本年次全国大会の主要なセッションのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点をあてつつ、概要についてご紹介させていただく（上のアジェンダでハイライトしたセッションが対象）。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではないとのことである。

## II. 主要なセッションの概要報告

### 2021年12月6日（月）（第1日目）

#### 1. 前 AICPA 会長による講演

（スピーカー：前 AICPA 会長 Tracey Golden 氏）

昨年のスピーチにおいて、会計士を取り巻く環境が急速に変化しており、テクノロジーの活用及びスキルの向上が将来における変化への対応として必要であることを述べたが、我々がすでにその将来の中にいると言及された。急速な変化により、クラウド技術、人工知能、リモートワーク環境が急速に進歩し、これらの変化は専門職に新しい機会をもたらしていることが述べられた。一方、これらの変化の中で信頼されるプロフェッショナルであり続けるために、公共の利益に資するスキルと倫理観、時代に即した活動を継続するための生涯学習、職業的懐疑心に基づく高品質な監査の提供を継続するため



の文化・独立性・専門性、ESGのような新しい課題に対応するための機動性と適応性が必要であることが述べられた。我々の職業の強みが人材に依拠していることから、人材パイプラインの強化、スキルセットの向上、多様性・公平性・包摂性の重要性が強調された。会計専門職においてテクノロジーの進化等、必要とされるスキルや能力が急速に変化していることから、新しいスキルに対応したCPA試験が2024年から開始することが予定されていることも、昨年度に引き続き言及された。また、会計士に対するサステナビリティ情報の保証に対するニーズも高まっており、ESGの取り組みに対するステークホルダーの信頼性を高めるために会計士がリーダーとしての役割に踏み出す必要があると述べられた。

## 2. 基調講演—SEC 主任会計官室 (OCA) のリーダーとの対談

(スピーカー：SEC 主任会計官代理 Paul Munter 氏他)

SEC 主任会計官代理の Paul Munter 氏から、SEC の OCA における現在の主な活動について説明がなされた。企業が投資家に提供する情報が会計原則に従って作成され、PCAOB の基準に従って監査された財務諸表を含む質の高いものであることが必要であるため、OCA では質の高い情報提供に向けた開発及び普及活動に取り組んでいることが述べられた。

続いて、規制改革アジェンダとルール形成の取り組みについて説明がなされた。その中で、気候及び ESG、外国の公開会社に関してそれぞれ紹介され、気候変動に関するルール形成の取り組みが説明された。気候変動や ESG に関連する問題点として、米国だけでなく、国際的にもサステナビリティレポートなどの開示が進んでいるものの、発行体により一貫性がなく、比較可能性が担保できていないという見解が示さ

れた。さらに、SEC が果たす国際的な役割としてのモニタリングの観点から、IFRS 財団のモニタリングボードへの参加、ガバナンスや資金調達、デュー・プロセスの確認により、監督機能を発揮していることが説明された。また、外国の公開会社については、昨年発効された「外国企業責任法」や PCAOB が発行した規則などが紹介された。

最後に、投資家が投資判断をする情報の重要性の考えなどが説明された。

Paul Munter 主任会計官代理との対談後、副主任会計官から質の高い会計基準の適用を促進するためのコンサルテーションプロセスの概要が紹介され、事実や状況の十分な理解、また監査委員会や会計監査人による検討及び分析の十分な理解を通じて対応していることが説明された。次に、監査法人の独立性及び重要性について発表された声明についての紹介があり、監査人の独立性が監査人、監査委員会、経営者の間で共有された責任であることを強調したことなどが説明された。

## 3. OCA の取組み

会計・監査に関連して寄せられた論点に対して、OCA の各スタッフからの見解が示された。主な内容は、次のとおりである。

### (1) 顧客との契約から生じる収益 (収益認識)

収益認識に関しては、OCA が継続して照会を多く受ける次の論点に関して、特定の事実パターンに基づく対応例ではなく、基準適用にあたっての留意点が紹介された。

#### ① 履行義務の識別

登録企業が(1)財及びサービスの当初の提供と(2)関連する一定の期間にわたるサービスの提供を約束する事実パターンを含む照会が多く OCA に寄せられることが紹介された。ソフトウェアのライセンスの付与とその後のサービス

としてのソフトウェア（Software as a Service：SaaS）の提供等については、複雑な事実パターンが含まれることが多く、複数の約束が単一の履行義務なのか複数の履行義務なのかにより、収益の認識時点に影響を与えるため、重要な判断が要求されることが指摘された。

### ② 本人か代理人かの検討

本人か代理人かの検討に関しては、テクノロジー関連の登録企業から多く照会が寄せられていることが説明された。OCAが照会を受けた論点においては、登録企業は、顧客に特定された財又はサービスを提供する際に、他の当事者から受け取った財又はサービスに登録企業の財又はサービスを結合するものであるため、登録企業が本人であるとされていた。登録企業が結合後のアウトプットを顧客への移転前に支配しているかどうかを判断する際には、(1)結合サービスの性質及び重要性の評価、(2)他の当事者から受け取った財又はサービスを支配しているかどうかの評価が重要であるとされた。また、本人か代理人かの判断の指標は、チェックリストではなく、支配の評価を代替するものではないことが指摘された。

### ③ 顧客の識別と顧客に支払われる対価

OCAでは、プラットフォーム・ビジネスを営む登録企業が売手の代理人として行動する場合に、最終顧客に支払われたインセンティブを収益の減額ではなく、費用として認めた事例があったものの、OCAスタッフは、常にこの判断が認められるわけではないとし、(1)顧客が1人なのか複数なのか、(2)企業が最終顧客にインセンティブを支払うことについて、売手に対して契約上又は黙示的な義務を負うのかどうか、(3)売手が妥当な期待を抱いているために、インセンティブが実質的には最終顧客に対する価格讓歩に該当するのかが等を検討する必要があるこ

とを指摘した。

### (2) 負債と資本の区別（SPACを含む）

OCAスタッフは、2021年4月に公表された特別買収目的会社（Special Purpose Acquisition Company：SPAC）が発行する特定のワラント（新株予約権）の会計処理に関するSEC企業財務局との共同声明<sup>1</sup>について説明を行った。この声明は、SPACの設立及び新規上場に関連して発行された新株予約権の会計処理に関する事例を基に作成されており、SPACが発行するワラントの負債と資本を区分するにあたり、(1)決済額が企業自身の株式に連動したものであるかどうか、(2)企業の支配下でない事象の発生により償還される可能性があるかどうか等を検討する必要があると指摘された。

### (3) 監査人の独立性に関する規定

OCAスタッフは、監査人の独立性が規定されているRegulation S-XのRule 2-01が2020年10月に一部改訂されたことを受けて、SECに新規登録された会社の登録文書に含まれる「ルック・バック期間」（直近の会計年度）における監査人の独立性に関する相談を受けていることを述べた。また同スタッフは、財務諸表作成サービスや税務申告サービスを例に挙げ、それがRule 2-01の序文の4つの指針のいくつかに触れる場合について説明を行った。

### (4) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立

OCAスタッフは、IFRS財団評議員会の技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）が開発した気候のプロトタイプ及び全般的な開示要求のプロトタイプは、今後、強固なデュー・プロセスに従って審議される必要があると述べ

1 <https://www.sec.gov/news/public-statement/accounting-reporting-warrants-issued-spacs> 参照。

た。また、ISSB 設立の当面の課題として、適切なレベルのスタッフの確保、価値報告財団 (VRF) 及び気候変動開示基準委員会 (CDSB) との統合による運営面の課題、IASB との協力体制の確立などを挙げ、これらを注視していくと述べた。また、サステナビリティ報告の分野は進化しており、ISSB が常に新しい展開を視野に入れて、利害関係者のニーズに必要に応じて対応できるようにすることが重要だと述べた。

#### (5) デジタル資産

OCA スタッフは、デジタル資産の会計処理についても多くの相談が寄せられていると述べた。相談を受けた登録企業は、保有する特定の資産が無形資産の定義を満たしていると結論付けているが、その結論にもかかわらず、登録企業は無形資産モデル以外の様々な会計モデルの導入を提案している。しかしながら、取引されるデジタル資産に関連する権利と義務の特性を十分に考慮して、適用すべき適切な会計処理を決定する必要があると考えているため、この重要なテーマについては、今後も FASB や投資家とも議論していきたいと述べた。

#### (6) テクノロジーの発展が企業の財務報告プロセス及び監査に及ぼす影響

OCA スタッフは、OCA が質の高い信頼性のある財務報告を行うためには、財務報告に係る内部統制 (ICFR) が重要であることを強調したうえで、利害関係者からよく寄せられる質問であるサイバーセキュリティと ICFR との関係として、情報漏洩が ICFR の評価に与える影響及び ICFR に影響を及ぼす不備とその他の不備を区分することの重要性について説明した。また、テクノロジーを利用した監査ツールについて調査やアウトリーチなどを行っており、関連する基準を見直すかどうか検討していることが

述べられた。

#### (7) 判定利害関係者との対話

投資家などのステークホルダーとの対話を通じたOCAの最近の活動の事例が、OCA スタッフから紹介された。

まず一つ目として、スタッフ会計公報 (SAB) 第120号の公表について説明があった。SAB 第120号は、FASB が公表した ASC 第718号「報酬—株式報酬」(以下「Topic718」という。)に準拠した株式報酬取引の公正価値の見積りに関する見解を示すもので、ガバナンスや財務報告上の論点を多く含んでいると考えられている重要な非公開情報を企業が一般公開する前に付与されるバネ付きの (spring-loaded) 株式報酬の測定などについて、現行の解釈指針を Topic718 に適合するように、一部修正が行われていることが述べられた。次に、投資家などのステークホルダーとの対話の中で繰り返し問われるテーマとして、セグメント報告について説明があった。ASC 第280号「セグメント報告」はマネジメント・アプローチが前提となっており、それぞれの事実パターンについて、特定の事実や状況を慎重に検討する必要があること、また、セグメントを決定する場合は、企業が定期的に利用しているすべての情報を慎重に検討する必要がある、ビジネスの進化や経営者が意思決定に利用する情報の進化を考慮した継続的な評価である必要があることが述べられた。

2021年12月7日(火)(第2日目)

#### 4. ESG サステナビリティパネルディスカッション

(スピーカー: AICPA 会長兼 CEO Barry C. Melancon 氏、IFRS 財団エグゼクティブ・ディレクター Lee White 氏、証券監督者国際機構 (IOSCO) 事務総長 Martin Moloney 氏、VRF

CEO Janine Guillot 氏)

本セッションでは、ESG 分野における国際的な取組みの変化と動向及び ESG 報告書に取り組む際に役立つ情報や留意事項について、各パネリストから紹介が行われ、議論が行われた。紹介された主要な論点は次のとおり。

#### (1) ESG 分野に関する国際的な取組みの変化と動向

市場における ESG 分野に関する利害関係者の関心及び取組みは、ここ 10 年で急速に変化・拡大しており、サステナブル・ファイナンスのためのエコシステムの構築に向けた国際的な秩序（基準設定）の必要性並びに国際的な連携などが紹介された。

#### (2) 国際的な基準設定について

投資家が求める国際的な基準設定において、既存のサステナビリティ会計基準審議会（SASB）基準が多く企業で適用されているが、法域や管轄の違いを尊重すべき分野であるため、グローバルで共通して認識されるコアとなる指標を定めることが重要であることが指摘された。

#### (3) 会計専門家の関与

ESG 分野に関する開示は投資判断に利用されることから、利害関係者にとって信頼できる情報であることが重要であり、そのためには保

証が重要であることが指摘された。加えて、ESG 分野に関する開示に対する保証のフレームワークを作成するための作業を開始予定であることが紹介された。

### 5. IASB アップデート

（スピーカー：IASB 議長 Andreas Barckow 氏）

米国において IFRS 会計基準が果たす役割を踏まえ、サステナビリティ、現在及び将来の作業計画、コンバージェンスの 3 つの戦略的なトピックに関してスピーチを行った。主な内容は次のとおりである。

#### (1) サステナビリティ関連の財務情報開示

気候変動やその他の新たなリスクなどの問題は、IFRS 会計基準の原則主義の性質上、既存の要求事項で既にカバーされていると説明した。また、ISSB の設立に触れ、当初から IASB と ISSB が緊密に協力し、互換性のある報告を推進することが期待されていると述べ、両者の基準に互換性と補完性を持たせ、企業がシームレスな報告を行うことで、投資家に包括的で意思決定に有用な情報を提供できるよう努めたいと述べた。

#### (2) 現在の作業計画と今後の方向性

IASB の重要なプロジェクトである「基本財務諸表」、「適用後レビュー」、「のれん及び減損」並びに「アジェンダ協議」について紹介した。

##### ① 基本財務諸表

公開草案「全般的な表示及び開示」の提案は全体的に高く評価されていると述べ、いくつかの詳細について懸念や説明を求める声もあるが、完全に振り出しに戻る必要があるほどの大きな問題はないと説明した。2021 年の春にフィードバックの審議を開始しているが順調に進んでおり、来年もすべてのフィードバックに



目を通し、決定を下すために時間を費やすことになる」と述べた。

## ② 適用後レビュー (PIR)

一連の連結基準である IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」並びに IFRS 第 9 号「金融商品」の 2 つの PIR の取組みを紹介した。寄せられたフィードバックによれば連結基準はうまく機能しているようだと述べ、提案された改善点は主に特定の分野に限られており、今後最適な対処方法を検討していくことになる」と説明した。金融商品は、まず分類及び測定の要求事項に焦点を当てているが、特に注目している分野は普及してきている ESG 機能を備えた金融商品であり、既存の要求事項を適用して意味のある結果が得られるかどうか確認したいと述べた。

## ③ のれん及び減損

のれんの事後の会計処理に関して、ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」に寄せられたフィードバックでは、法域、業界、専門家の背景によって明確な傾向が見られなかったと説明し、完璧な解決策は存在せず、償却及び減損、減損のみ、どちらのアプローチにも利点と欠点があると考えていると述べた。

また、財務諸表利用者の懸念は、買収した事業の業績を追跡することができないというものから、企業の機密情報や将来の見通しに関する情報を提供しなければならないというものまで様々だったと説明し、このように多様な意見がある中で解決策を見出すことは非常に困難だが、IASB が検討しているアプローチの 1 つは、減損のみアプローチの支持者がそのモデルを放棄する際に懸念する情報の喪失を、少なくとも部分的には代替できるような開示パッケージを調査することであると述べた。

## ④ アジェンダ協議と今後の作業計画

情報要請「第 3 次アジェンダ協議」に寄せられたフィードバックをもとにスタッフが検討を重ねているところだが、その中で、いくつかの重要なテーマが明らかになってきていると述べ、それは、「利害関係者に与える変化の大きさに留意すること」、「ISSB との協働や新たな課題に取り組むための時間を確保すること」、「無形資産について取り組むこと」であると説明した。

また、IASB の戦略的な方向性と活動のバランスがほぼ正しいと利害関係者が考えていること、利害関係者から提案された優先度の高いプロジェクトとして気候関連リスク（排出物価格決定メカニズムを含む）、暗号通貨及び関連取引、継続企業、無形資産、キャッシュ・フロー計算書などがあることを紹介した。

## (3) コンバージェンス

IASB と FASB の過去の共同プロジェクトを振り返り、先人たちが成し遂げたことを維持するために、IASB の議長と FASB の議長は協力していく必要があり、両ボードと利害関係者の相互利益のために、IASB と FASB の関係を継続、深化させていきたいと述べた。

## 6. FASB 議長の講演と会計基準設定に関する状況

(スピーカー：FASB 議長 Richard R. Jones 氏、FASB テクニカル・ディレクター Hillary H. Salo 氏、FASB テクニカル・ディレクター代理 Helen Debbeler 氏)

FASB 議長の Jones 氏は、FASB のミッションを遂行するために、利害関係者との継続的な対話が重要であることを強調した。FASB の将来のプロジェクトを決定するコメント募集「アジェンダ協議」公表にあたっては、幅広い利害関係者からのフィードバックを基に(1)より細分

化された財務報告情報の提供、(2)財務報告の新興分野におけるガイダンスの提供、(3)不必要なコストと複雑さを軽減するための既存の米国会計基準の特定分野の再評価、(4)透明性とコミュニケーションを強化するためのFASBの基準設定プロセスの改善、の4分野が基準設定において焦点をあてるべき分野として識別され、これらの4分野についてアジェンダ協議においてフィードバックが求められたことが説明された。

(3)の不必要なコストと複雑さの軽減に関連して、①リース、②減損、③収益認識のPIRの一環として、基準の修正や公開草案の公表が行われたことが説明された。また、8月にFASBが公表した「投資家との対話に関する報告書2021」に言及し、有用な情報提供となる会計基準を設定するために効果的に投資家と関与する方法について述べられた。

続いて、FASBが進めている会計基準設定に関する状況について、FASBテクニカル・ディレクター Hillary H. Salo 氏及びFASBテクニカル・ディレクター代理 Helen Debbeler 氏から、次のとおり説明がなされた。

#### (1) アジェンダ協議プロセス

最初に、コメント募集 (ITC) には522件の回答があったが、そのうちの76件はITCの問題を広く取り上げたものであり、約440件はデジタル資産の公正価値会計のみに焦点を当てた



ものだったと述べた。また、回答者の約30%が投資家及び財務諸表利用者であり、これはFASBが広範な投資家へのアウトリーチ活動を行った結果であると説明した。

続いて、寄せられたフィードバックの背景及び概要を紹介した。

まず、投資家は、企業についてより意味のある洞察を得るために、財務報告情報のより細かい分解を望んでいるとして、分解の要望の例として、収益及び費用の分解や将来のリスクを認識するのに役立つ管轄地域別の情報を挙げた。次に、財務報告の新興分野に関して、利害関係者は、米国会計基準を常に適切で最新のものにするために、デジタル資産の会計処理、グリーンファイナンス、代替エネルギーの税構造などの特定の分野に対応することを求めていることを紹介した。また、不要な複雑さの軽減に関して、連結や負債と資本の区別の会計処理についての要望があることを紹介した。最後にFASBの基準設定プロセスの改善に関しては、コーディフィケーションのアクセスのしやすさ、コストと便益の分析などに関する支持やフィードバックがあったと述べた。

#### (2) PIR

##### ① 収益認識

開示を中心に投資家から非常に肯定的な意見が寄せられていると述べた。さらに、ガイダンスの特定の分野に関連した実務上の問題について利害関係者からの意見を引き続き聴取していること、非公開会社に対する調査を行っていることが紹介された。

##### ② リース

2021年に公表したリースに関する2つのガイダンスについて紹介し、非公開会社におけるリース基準及びガイダンスの導入準備の必要性について述べた。



### ③ 現在予想信用損失 (CECL)

2021年5月開催の円卓会議において不良債権の再編 (TDR) 及び購入された金融資産の会計処理が重点的に取り組まれた分野であり、利用者から CECL モデルにおいて開示される追加情報の全面的な支持及び組成年度別の開示 (以下「ビンテージ開示」という。) に関する既存のプロジェクトの優先度的に進めるべきとのフィードバックがあったことを述べた。

これらのことから、FASBのプロジェクトについて、TDR 及び購入された金融資産の会計処理に関するプロジェクトを追加したこと、ビンテージ開示に関するプロジェクトの優先順位を上げて検討を進める予定であることが紹介された。

### (3) アジェンダのプロジェクトの状況

#### ① 既発行・年内発行予定のプロジェクト

最近発行された ASUs の中から、ASU2021-10「政府援助 (Topic832): 政府援助に関する営利企業の開示」及び ASU2021-08「企業結合 (Topic805): 顧客との契約から生じる契約資産及び契約負債の会計処理」について概要の説明があった。

#### ② アジェンダに含まれる他の優先プロジェクト

その他の優先プロジェクトとして2つのプロジェクトの説明があった。まずは、のれんの会計処理に関するプロジェクトについて説明があった。企業がサポートできる場合を除き10年間の定額償却モデルへの移行を検討しており、減損テストの対象となる会計単位や減損テストの実施時期と頻度について議論されていることが述べられた。次に、セグメントプロジェクトについて説明があった。最高経営意思決定者に定期的に報告され、セグメント損益に含まれる重要な費用に関する情報の提供を求めるといふものであることが述べられた。いずれのプ

ロジェクトも企業にとって重要な検討事項であり、投資家にとっても意思決定に役立つ情報であるため、優先プロジェクトとして位置付けている旨の説明があった。

2021年12月8日 (水) (第3日目)

### 7. 会計に関する注目の話題

(モデレーター: Brandon Coleman 氏 (Deloitte)、スピーカー: Thomas Barbieri 氏 (PwC)、Kevin Kispert 氏 (EY)、Sandie Kim Kulick 氏 (Deloitte)、Lisa Munro 氏 (KPMG))

4大監査法人のパートナーにより、本年の会計上のホットピックに関する紹介が行われた。紹介された主要な論点は、次のとおりである。

#### (1) SPAC

SPAC に関しては、SPAC が発行する株式及びワラントの資本と負債の区別、資本に分類された場合の資本の中の区分 (永久資本か一時資本か) における会計単位の判断、SPAC がターゲット企業を取得した場合の会計上の取得企業の判断に関連して個別の事実及び状況に基づく判断が要求されることが紹介された。

#### (2) 株式報酬

SPAC において、Topic718「株式報酬」の適用範囲に入る可能性のあるものとして、創業者が引受人としてわずかな金額で株式を取得する場合、アーンアウト型の株式が権利確定済の又は権利未確定のオプションやその他の報酬を保有している従業員に発行される場合、非公開会社が従業員に株式報酬を与え、非公開会社が従業員に株式報酬を与え、非公開会社の株式を公開会社の株式と交換する場合の3つが紹介された。

### (3) 収益認識

#### ① 企業が顧客の顧客に支払うインセンティブ

企業が顧客の顧客に支払うインセンティブを売上から控除するか否かに関し、照会が多く寄せられていることが述べられた。また、プラットフォーム・ビジネスにおいてプラットフォーム企業（Platform Company）が消費者（Consumer）に与えるインセンティブを例に挙げ、当該インセンティブを企業の売上から控除するか否かを検討する際の考慮点が示された。

#### ② 履行義務の識別（財又はサービスに追加して一定期間のサービスが提供される場合の履行義務の識別）

財又はサービスに関係して一定期間にわたるサービスが提供される場合に、それらを区分された履行義務として識別すべきか否かに関し、照会が多く寄せられていることが述べられた。また、スマート・デバイスとそれに関係するクラウド・サービスを例に挙げ、それらを別個の履行義務として識別すべきか否かを検討する際の考慮点が示された。

### (4) 金利指標改革

米ドル建 LIBOR の一部のターム物の公表停止時期の延期といった金利指標改革に関する状況及び金利指標改革に起因する LIBOR の置換に対する救済措置である Topic 848 について紹介された。さらに、当該救済措置の終了後に生じるヘッジ会計の新たな課題について今後検討が必要であることが述べられた。

## Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、サステナビリティがタイムリーかつ重要なテーマとして頻繁に取り上げられた。また、複数のセッションで、高品質な財務報告を支える専門家を維持することの重要性や、多様性、公平性、包摂性を高めることの重要性が強調されていたほか、SPAC による IPO のブームが続いていることや、本稿では取り上げられていないサイバーセキュリティの動向など、国際的に関心が高まっているテーマについても議論がなされていた。